

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令
 第五条第一項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

令和四年十月二十七日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 通知を受けるべき者

住 所		土地所有者 氏 名
不明	ただし、土地登記簿記載の住所 広島県福山市草戸町一五二九番地	土地登記名義人 三谷 照明（存否不明）
不明	ただし、土地登記簿記載の住所 広島県福山市草戸町一六一五番地	土地登記名義人 小土井 虎一（存否不明）

二 通知すべき事項を記載した書類の名称

県道福山沼隈線改築工事・県道福山鞆線改築工事（福山沼隈道路・広島県福山市野上町
 三丁目地内から同市熊野町字高下地内まで）及び県道熊野瀬戸線改築工事（広島県福山市
 熊野町字鳴地内から同市瀬戸町大字長和字筒井地内まで）並びにこれに伴う農業用水路付
 替工事に係る土地収用事件の第一回審理開催の通知

三 土地等の表示

(一) 収用の部分に関する事項

所在	地 番	地 目		地 積		裁決手続を開始 する土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿(㎡)	実測(㎡)	
広島県 福山市 草戸町 字半坂	七〇八九番 五	山林	山林	六八四三	六八四四・ 〇四	一六三二・〇九
広島県 福山市 草戸町 字半坂	七〇八九番 四	山林	山林	一一七三二	一一七二 二・八〇	六一九五・七八
広島県 福山市 草戸町 字半坂	七〇八九番 一	山林	山林	七二七三	七二七三・ 三七	二六六八・七七

(二) 使用の部分に関する事項

所在	地 番	地 目		地 積		裁決手続を開始 する土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿(㎡)	実測(㎡)	
広島県 福山市 草戸町 字半坂	七〇八九番 五	山林	山林	六八四三	六八四四・ 〇四	二四・九〇

広島県 福山市 草戸町 字半坂	七〇八九番 四	山林	山林	一一七三二 二・八〇	六六・八七
広島県 福山市 草戸町 字半坂	七〇八九番 一	山林	山林	七二七三 三七	六・四一

四

通知すべき事項を記載した書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木建築局土木建築総務課

広島市中区基町一〇番五二号

(注意) 右書類を受領しないときは、令和四年十一月十七日にその通知があつたものとみなされます。